

# 令和6年度福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金実施要領

この要領は、福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、令和6年度の事業実施に当たり必要な事項について定める。

## 1 事業内容

この事業は交付要綱第2条に定める目的のために、交付要綱第5条に定める要件を全て満たす従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスを導入する事業に対し、補助金を交付するものとする。

なお、交付要綱第5条第2号に規定する基本方針等の策定に当たっては、厚生労働省が作成している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和4年（2022）年3月改定）（P14、P29～P31）」等を参考にすること。

## 2 補助対象経費等について

交付要綱第6条の表中「在宅医療・介護サービス従事者の安全確保対策に資するセキュリティサービスの導入に関する経費」とは、訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へSOSを発信することができる機器等（以下「機器等」という。）の購入経費等を指す。

- 例) ・外部にSOSを発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費  
・警備会社による訪問時セキュリティサービス初期導入経費

※スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器の購入経費や、セキュリティサービスの月額利用料金等のランニングコストは対象となりません。

## 3 事業期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日から令和7年3月31日までとする。

## 4 事業実施方法

### （1）補助事業者による申請

補助事業者は、以下のア～コの書類を添付し、郵送又は持参により県へ提出すること。（提出先は、「8. 書類の提出及び問合せ先」を確認すること。）

このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。なお、補助事業者から県へ提出された書類は原則として返却しない。

提出書類
ア 交付申請書（交付要綱様式1）
イ 経費所要額調書（交付要綱様式1－2）
ウ 事業計画書（交付要綱様式1－3）
エ 役員一覧（交付要綱様式1－4）（※1）
オ 研修の受講修了証書の写し ※福岡県が実施する在宅医療・介護管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修の受講修了証書の写しを添付してください。
カ 補助対象経費の内訳や内容が明記されている書類の写し（業者等による見積書等）
キ 機器等の仕様書やパンフレット等の説明資料
ク 支払先口座確認ができる書類 ※口座の通帳表紙の表裏両面の写し (以下の点全てが確認できる箇所の写しを提出ください。) ① 金融機関・支店名 ②普通・当座預金の別 ③口座番号 ④口座名義が分かる箇所
ケ 債権者登録申出書（県に口座登録をされたことがない場合のみ。） ※口座登録状況の問合せは御遠慮ください。 (口座登録状況が不明な場合は、債権者登録申出書を提出してください。)

## コ 暴力・ハラスメントの対応に関する基本方針等の写し

(※1) 役員一覧は、以下に記載する電子申請フォームより提出してください。

### 【役員一覧提出用電子申請受付フォーム】

以下のURLまたは二次元コードよりアクセスのうえ、ご提出ください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zP3B0EbH>



## (2) 申請受付期間

令和6年8月26日（月）～12月20日（金）**※当日消印有効**

なお、郵送の場合は、封筒の表に「福岡県在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金申請書在中」と朱書きすること。

## (3) 補助事業者による実績報告

補助事業者は、以下のア～カの書類を、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度4月10日までのいずれか早い日までに、郵送又は持参により県へ提出すること。このほか、必要に応じて、県から追加資料の提出を求める場合がある。なお、補助事業者から県へ提出された書類は、原則として返却しない。

提出書類
ア 実績報告書（交付要綱様式5）
イ 経費所要額精算書（交付要綱様式5－2）
ウ 対象経費の精算額内訳（交付要綱様式5－3）
エ 対象経費の費用及び支払日が確認できる領収書等の支出証拠書類
オ 契約（注文）した日付が確認できる書類 (契約書、注文書、注文請書、注文受付の確認ができるメールの写し等)
カ 導入した機器等の写真等

## (4) 実績報告の審査

県は、補助事業者から提出された実績報告について審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その額を交付する。

## 5 留意事項

予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、交付申請の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。なお、その場合には交付決定時に通知を行う。

## 6 書類の提出及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁北棟2階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

在宅医療機関等：在宅医療係	TEL : 092 (643) 3275 FAX:092 (643) 3253
福岡県内所在の在宅医療機関（在宅支援診療所、在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関並びに居宅療養管理指導算定医療機関）、訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所を除く）、訪問歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所及び居宅療養管理指導算定歯科医療機関）、訪問薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局及び居宅療養管理指導算定薬局）並びに栄養ケア・ステーションをいう。	
訪問介護事業所等：介護人材確保対策室	TEL:092 (643) 3327 FAX : 092 (643) 3253
福岡県内所在の訪問介護事業所、訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定を受けている事業所）、居宅介護支援事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。	